

お知らせ

コーナー

◎日本水難救済会会員の

募集について

日本水難救済会では、会員（二号正会員又は賛助会員）となって本会の事業を支援していただける方々を募集しています。

二号正会員資格は、本会の事業目的に賛同して 年会費 一口一万円（一口以上）を納付された方で、会員になりますと、総会に出席することにより当会事業に参画もできます。

賛助会員は、金品を寄付することにより本会の事業に貢献いただくもので、寄付された方は、法人税・所得税の控除を受けられる特典があります。

希望される方は、当会に連絡いただければ、入会申込書をお送りしますので、必要事項を記入してお申し込み下さい。

○本年度に入って、参議院議員藤野公孝氏が二号正会員として、本会の活動にご協力を頂けることになりました

藤野氏を含め、新規に加入していただいた二号正会員は、団体会員十三団体、個人会員七名、賛助会員は、団体会員五団体、個人会員一名となっております。

◎公益法人の新会計基準について

公益法人については、平成十八年度の事業年度からできるだけ速やかに公益法人会計基準に基づいて、収支決算書など会計処理についての関係書類を作成する必要があります。

本会では、それへの対応のため、現在、新たに必要な収支項目の見直しを進めており、特別会計も多いことから、かなりの作業となっております。

また、本会の会計規則の改正も必要なのでから準備をしているところです。

本号にも、本件について概要を掲載しましたので、関係の地方組織におかれては参考にして下さい。

◎助成団体から助成金を

受けて行う事業に当たっての

当該助成団体の明示について

本会及び地方組織が行う事業には、日本財団をはじめ助成団体からの助成金の交付を受けて実施しているものがあります。了知のことと思いますが、例えば、海難救助訓練や水難救済ボランティア教室などがこれにあたります。

従って、看板や訓練資料、器材などを購入あるいは作成するに当たっては、これら助成金を受けている助成団体を必ず表記するよう、改めて徹底をお願いします。